

令和4年3月

内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会
開催の趣旨及び要領

1. 趣旨

海事局では、交通政策審議会海事分科会基本政策部会におけるとりまとめ（令和2年9月「令和の時代の内航海運に向けて」）を踏まえ、「船員の働き方改革」や内航海運の「取引環境改善」、「生産性向上」に向けた取組を推進している。

令和4年4月より施行される改正内航海運業法においては、これらを推進するため、オペレーターに対する船員の労働時間に配慮した運航計画作成の義務付けや、荷主に対するオペレーターの法令遵守への配慮義務の創設等が盛り込まれる等、これまで以上に内航海運と荷主との連携が求められている。

「船員の働き方改革」等に向けた取組をより実効性のあるものにするためには、物流に関する意思決定において重要な役割を担う経営層（役員クラス）においても、内航海運業者との対話を通じて内航輸送の現状や課題等について理解を深め、意思決定へ反映していくことが必要である。

両者の理解と協力を醸成する対話の場を設け、今後の一層の連携を図り、もって我が国の安定的な国内海上貨物輸送を維持することを目的として、内航海運業界と荷主業界双方の経営層（役員クラス）及び行政からなる上記懇談会を設立する。

2. 構成員等

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 懇談会は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (3) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。

3. 運営

- (1) 懇談会の庶務は、国土交通省海事局内航課において行う。
- (2) 懇談会の会議資料は、原則として公開する。ただし、議事の円滑な実施に影響が生じるものは非公開とする。
- (3) 懇談会の会議終了後に議事要旨を作成し、原則としてこれを公開する。
- (4) 本要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は懇談会において協議し、その取扱いを決定するものとする。

内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会

構成員名簿

【荷主企業】

<鉄鋼> 日本鉄鋼連盟物流政策委員長

<石油製品> 石油連盟運輸委員長

<石油化学製品> 石油化学工業協会物流委員長

<セメント> セメント協会輸送専門委員長

【海運事業者】

日本内航海運組合総連合会会長

〃 理事長

内航大型船輸送海運組合会長

全国海運組合連合会会長

全国内航タンカー海運組合会長

全国内航輸送海運組合会長

全日本内航船主海運組合会長

【行政】

国土交通省海事局長

〃 海事局次長

〃 海事局内航課長

〃 海事局船員政策課長

【経済団体】

日本経済団体連合会産業政策本部長（オブザーバー）

日本商工会議所地域振興部長（オブザーバー）